

殺処分ゼロを目指して
～ペットショップはどう変わるべきでしょう～

● ペットビジネスの巨大化

1970年代
1億円産業
ペットフード
トリミング
店頭販売
ホテル

2000年代
1兆円産業
・動物葬儀、移動火葬
・エキゾチック専門店
・移動販売
・ネット販売
・深夜販売
・老犬猫ホーム
・ネットオークション

1999年の動物愛護法改正(2000年施行)により、初めて一部業者が届出制となる。



店頭販売の現状とは？

動物は商品です
賞味期限は2カ月まで。
大きくなると売れません。
消費者が望むのだから仕方がない。

ブームに乗り遅れないよう増やします
いつ売れるか分からなくても陳列しないとお客さんが来ないんです。

売れ残りは最悪のコストパフォーマンス
成長すれば場所も、食費も、世話も大変な上、値段を下げなければ売れない。1日も早く手放す手立てが必要

繁殖を止めたら生活ができません
売れるのは子犬子猫だけだから、産ませ続けなければ繁殖業は生活ができません。

費用対効果を追求するのが商売です
高額購入者がいれば、珍しい動物でも、なんとかして手に入れます。安い価格の動物に時間も手間もかけられません。

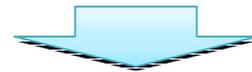
繁殖場には長く置けない
劣悪な環境だと子犬に病気が出てしまうから、早く売ってしまった方がいい



動物の繁殖・販売の現状改善をするために

～消費者の意識改革の必要性～

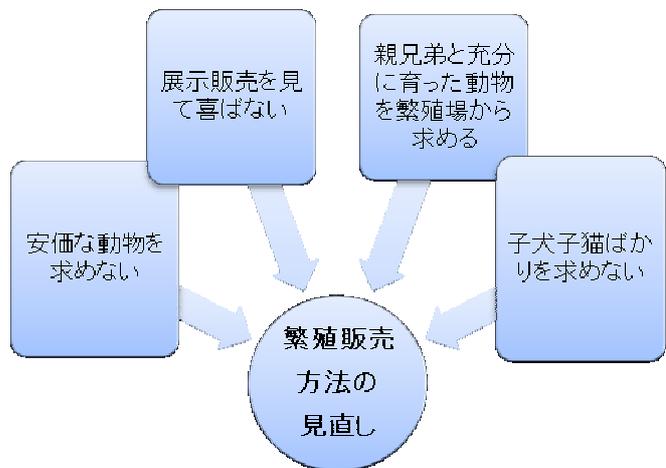
- 若齢販売 ⇒ 親兄弟から早期に離され、基本的な学習ができていない
- 過剰繁殖 ⇒ ブームに乗って一定の種類を過剰に繁殖する
- 値下販売 ⇒ 1日も早く手放すために値下げして換金を図る
- 繁殖使用 ⇒ 売れ残ったものを繁殖用に転売または自家繁殖に使用
- 供血動物 ⇒ 繁殖に使用できないものを輸血用に転売
- 行先不明 ⇒ 従業員にも知らされず多頭数がいなくなることもある
- 無責任販売 ⇒ 動物飼育不可住宅居住者、高齢独居者、衝動買いでも関係なく販売
- 劣悪な環境 ⇒ 見えない部分や安価な動物の飼育管理不良
- 過度な出産 ⇒ 制限のない出産回数による母体の疾病
- 説明不足 ⇒ 安価な動物を販売する際の説明不足(寿命など生態)
- 知識不足 ⇒ 繁殖販売に免許が不要の為、知識が足りなくとも営業可能
- 需要と供給 ⇒ 飼育可能世帯と販売数の管理を行う機関がない



法律に求める事

- 動物の繁殖・販売業者の免許制度
- 若齢販売の早期規制
- 店舗当たりの取扱い頭数の規制
- 繁殖数の届出と基準
- 出産回数の規制
- 無責任な販売への罰則
- 飼育施設の基準
- 年間繁殖販売数の管理

消費者としてできる事



現在、ペット産業は、頭打ちになりつつあります。

しかしそれは、ペット関連業が無規制ゆえに膨張し、無数の動物たちの犠牲の上に成り立ってきた産業だからと言って過言ではないでしょう。

ペットショップで無邪気に遊ぶ幼い子犬子猫を見た時に、可愛いと思うだけでなく、母犬の事、売れ残った時の事も案じてください。そして、子犬子猫の店頭販売が当たり前の先進国が日本の他にはないこと、店頭販売がもたらす犠牲を考えてみてください。

子犬猫を置く店舗から足が遠のけば、この理不尽な販売方法はなくなるでしょう